

# 男女共同参画に関する職員意識調査報告書

## ◇ 概要版 ◇ 姫路市

### 調査の概要

本市では、全ての市民が人権尊重を基調に、性や世代にとられることなく一人ひとりの個性、資質、能力を認め合い、それらを十分に発揮し、支え合って、暮らせる都市の実現を目指す「姫路市男女共同参画プラン」に基づき、さまざまな取組を進めています。

本調査は、平成 25 年 3 月に策定した「姫路市男女共同参画プラン 2022」の見直し及び「後期実施計画」（平成 30 年度から平成 34 年度までの 5 年間）の策定に向けた基礎資料とするために実施しました。

この調査の一部をご紹介します。

- 調査対象 姫路市のすべての一般職員（再任用を含む）及び臨時職員
- 調査方法 所属長を通じた調査票配布  
所属単位又は庁内 LAN による回答の回収
- 調査期間 平成 28 年 2 月 1 日～2 月 29 日
- 配布数 4,500 通
- 有効回答数 4,168 通（有効回答率 92.6%）

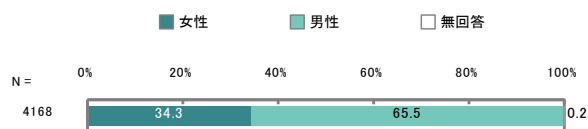
### 分析における留意点

- ・回答は各質問の回答者数（N）を基数とした百分率（%）で示してあります。また、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、内訳の合計が 100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が 100.0%を超える場合があります。
- ・クロス集計の場合、無回答を排除しているため、クロス集計の有効回答数の合計と単純集計（全体）の有効回答数が合致しないことがあります。

### 回答者属性

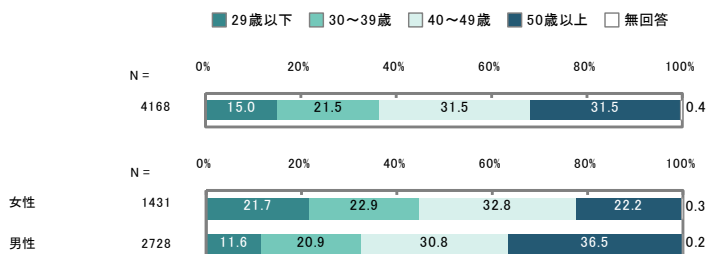
#### 性別

性別は、「女性」の割合が 34.3%、「男性」の割合が 65.5%となっています。



#### 年代

年代は、「50 歳以上」、「40～49 歳」の割合が、いずれも 31.5%と最も高く、次いで、「30～39 歳」の割合が 21.5%となっています。



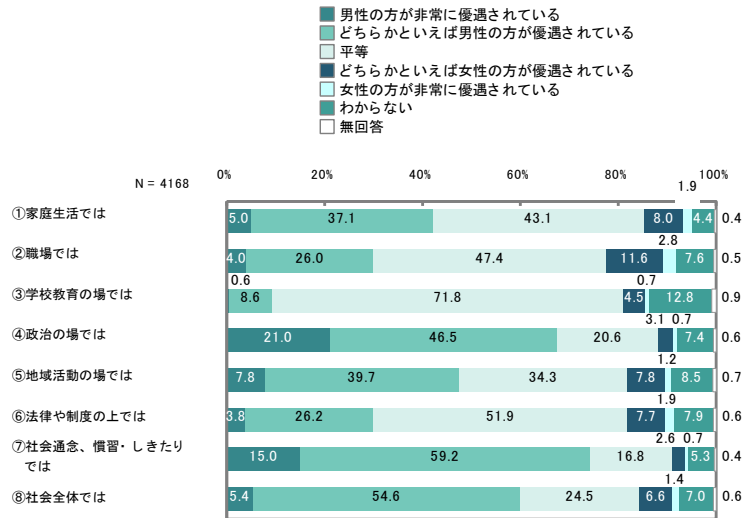
#### 「男女共同参画社会」とは…

男性と女性が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会のことです。

# 1 男女共同参画の状況について

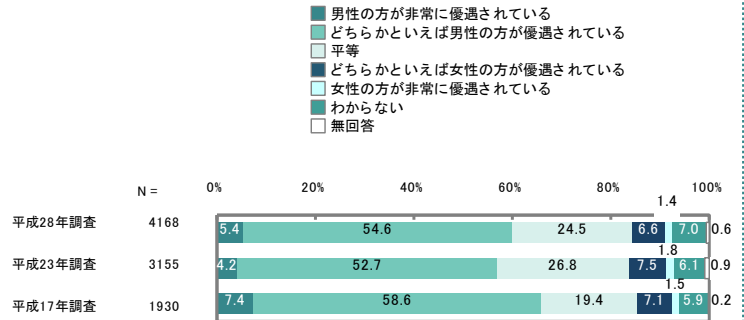
## 各分野における男女の地位

『男性優遇』の割合が「⑦社会通念、慣習・しきたり」で最も高く、次いで「④政治の場」、「⑧社会全体」となっています。また、平等の割合が「③学校教育の場」で最も高くなっています。



### ⑧ 社会全体では

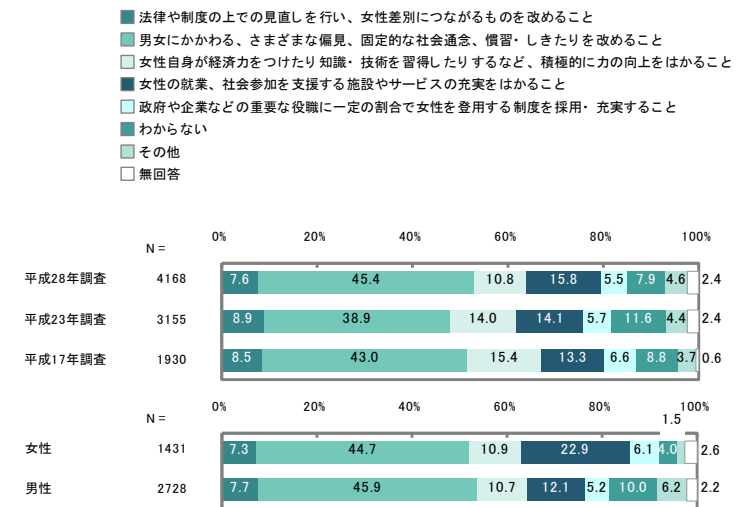
『男性優遇』の割合は、平成 17 年調査から平成 23 年調査では低くなりましたが、平成 28 年調査では 60.0% となっています。



## 男女が社会のあらゆる分野に参画していくために重要なこと

「男女にかかわる、さまざまな偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改めること」の割合が 45.4% と最も高く、平成 23 年調査と比較すると、その割合はさらに高くなっています。

性別で見ると、「女性の就業、社会参加を支援する施設やサービスの充実をはかること」の割合は男性に比べ、女性で 10 ポイント高くなっています。



男女平等と感じられている分野は、まだまだ少なく、今後も引き続き、男女共同参画推進に向けさらなる啓発を進めるとともに、市役所が男女共同参画の模範となるよう、職員への教育や研修を行っていくことで、男女間の不平等が生じる原因である固定的な性別役割分担意識を改善していく必要があります。

## 2 職業生活について

### 育児休業・介護休暇制度の利用について

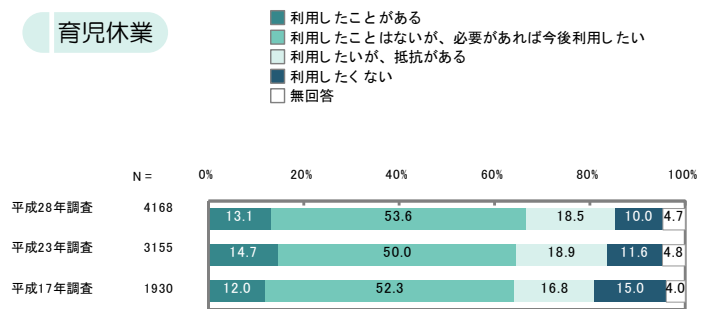
育児休業で、「利用したことはないが、必要があれば今後利用したい」の割合が53.6%と最も高く、次いで「利用したいが、抵抗がある」の割合が18.5%、「利用したことがある」の割合が13.1%となっています。

平成23年調査と比較すると、大きな差異は認められず、平成17年調査と比較すると、「利用したくない」の割合が低くなっています。

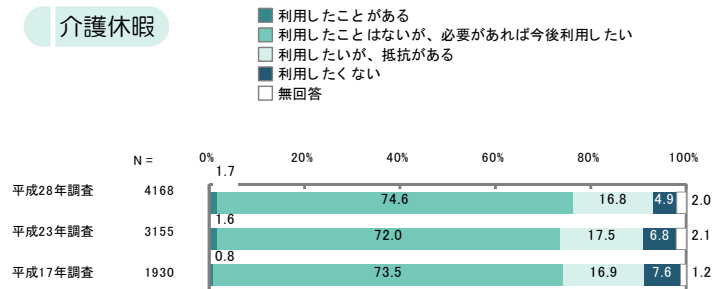
介護休暇で、「利用したことはないが、必要があれば今後利用したい」の割合が74.6%と最も高く、次いで「利用したいが、抵抗がある」の割合が16.8%となっています。

平成17年調査、平成23年調査と比較すると、大きな差異は認められません。

#### 育児休業



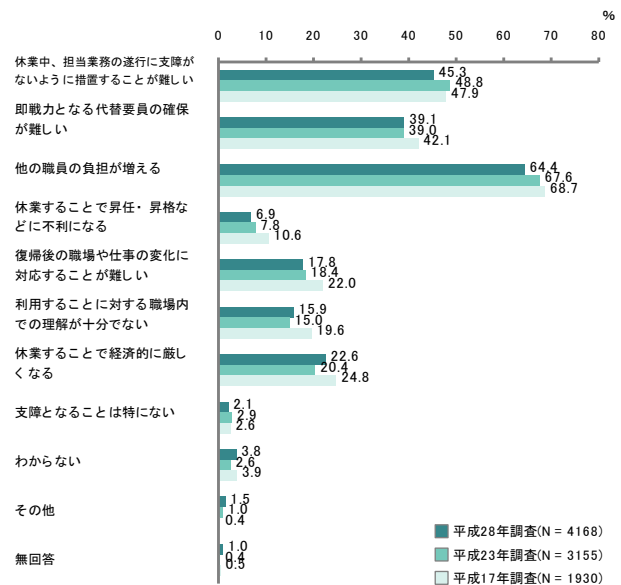
#### 介護休暇



### 育児休業・介護休暇制度を利用する上での支障

「他の職員の負担が増える」の割合が64.4%と最も高く、次いで「休業中、担当業務の遂行に支障がないように措置することが難しい」の割合が45.3%、「即戦力となる代替要員の確保が難しい」の割合が39.1%となっています。

平成17年調査、23年調査と比較すると、「他の職員の負担が増える」、「復帰後の職場や仕事の変化に対応することが難しい」、「休業することで昇任・昇格などに不利になる」の割合は徐々に減少しています。

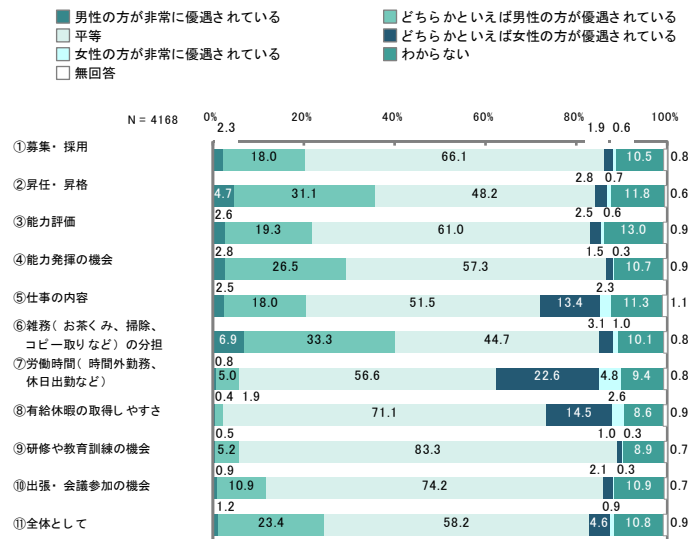


育児休業・介護休暇制度の利用意向は高いものの、「他の職員の負担が増える」、「休業中、担当業務の遂行に支障がないように措置することが難しい」、「即戦力となる代替要員の確保が難しい」といったことが利用上の支障となっているため、代替要員の確保ができる体制の確立や職場復帰をスムーズに行えるような職場の環境を整えていくことが重要です。

## 2 職業生活について（続き）

### 仕事に関する男女の差

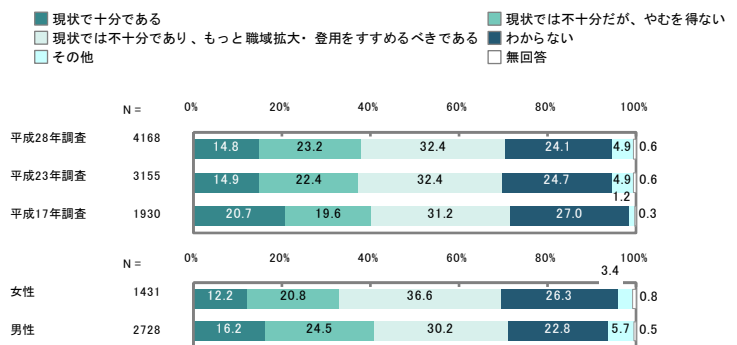
『男性優遇』の割合が「⑥雑務（お茶くみ、掃除、コピー取りなど）の分担」で最も高く、次いで「②昇任・昇格」、「④能力発揮の機会」となっています。また、平等の割合が「⑨研修や教育訓練の機会」で最も高くなっています。



### 姫路市における女性職員の職域拡大・登用の現状について

「現状では不十分であり、もっと職域拡大・登用をすすめるべきである」の割合が32.4%と最も高くなっており、特に男性に比べ、女性で割合が高くなっています。

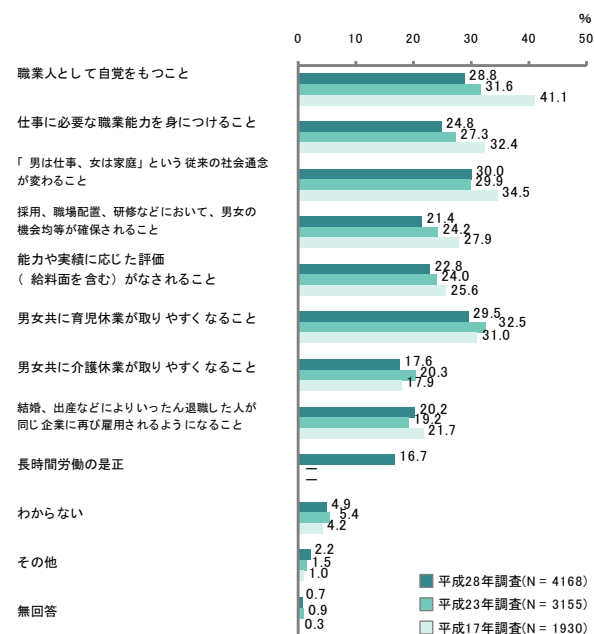
平成17年調査と比較すると、「現状で十分である」の割合が低くなっています。



### 男女がともに職業人として能力を発揮し、継続して勤務するために重要なこと

「男は仕事、女は家庭」という従来の社会通念が変わること」の割合が30.0%と最も高く、次いで「男女共に育児休業が取りやすくなること」の割合が29.5%、「職業人として自覚をもつこと」の割合が28.8%となっています。

平成17年調査と比較すると、「職業人として自覚をもつこと」、「仕事に必要な職業能力を身につけること」の割合が低くなっています。



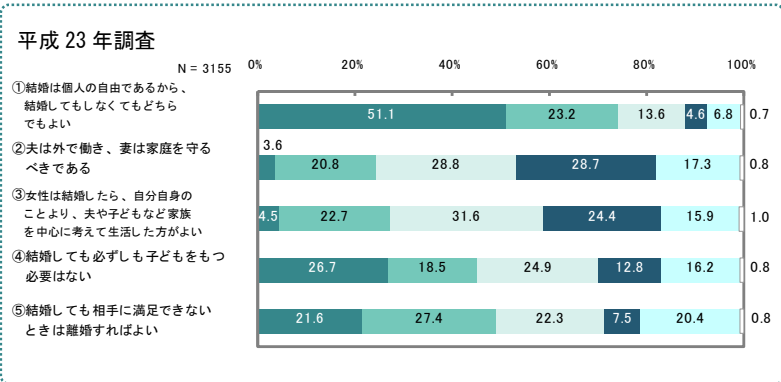
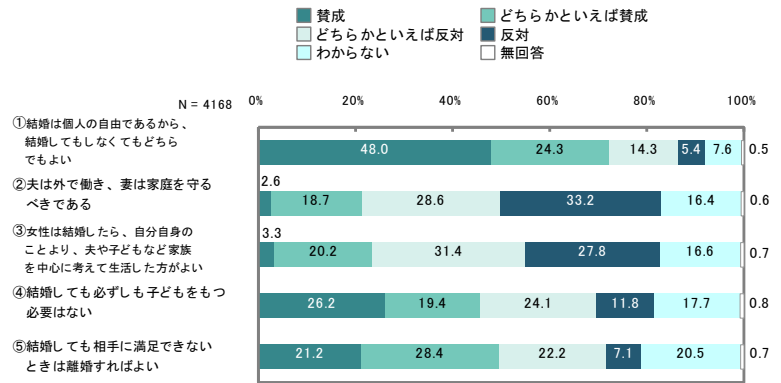
本市における女性職員の職域拡大・登用について、「現状では不十分」と考える人が多く、女性が働きやすくなるために、家事・育児などの仕事の固定的な役割分担意識の解消を図り、育児・介護などの社会的条件の支援を充実していくことや、個人の資質や能力に応じた役割分担と評価がされるように引き続き取り組んでいくことが必要です。

# 3 結婚、家庭生活と男女の役割について

## 結婚、家庭に関する考え

『賛成派』の割合は「①結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくてもどちらでもよい」で最も高く、『反対派』の割合は「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」で最も高くなっています。

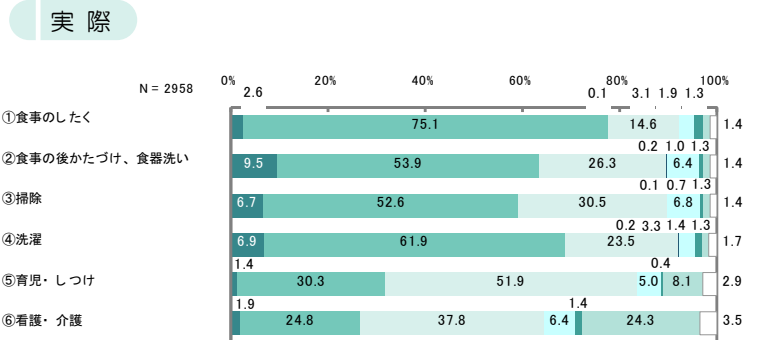
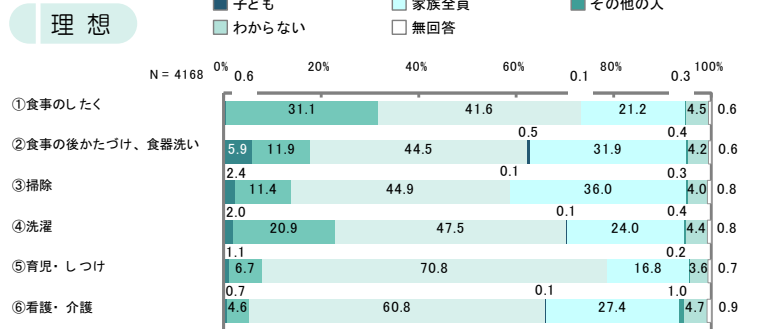
平成23年調査と比較すると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」で『反対派』の割合が高くなっている一方で、「女性は結婚したら、自分自身のことより、夫や子どもなど家族を中心に考えて生活した方がよい」でも『反対派』の割合が高くなっています。



## 家庭内の仕事分担の理想と実際との比較

理想は、すべての項目で「夫妻とも同じくらい」の割合が高くなっています。「妻」の割合が高い項目は、「①食事のしたく」、「④洗濯」となっています。

実際では、「妻」の割合が、「①食事のしたく」で最も高く、次いで、「④洗濯」、「②食事の後かたづけ、食器洗い」となっています。



結婚、家庭に関する考えについて、それぞれの家庭の希望に合った生活を送れるよう、固定的性別役割分担意識にとらわれないように意識啓発を行っていく必要があります。

また、家庭内の仕事において、理想は「夫妻とも同じくらい」の割合が高くなっていますが、実際には女性の負担が多くなっています。庁内において、男性も家庭内の仕事に携わることができるように、柔軟な働き方を支援していく必要があります。

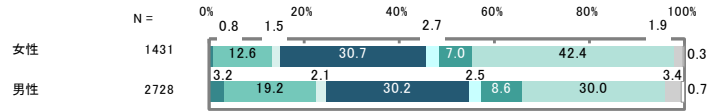
# 4 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)について

## 仕事、家庭生活、地域・個人の生活の優先度の理想と現実

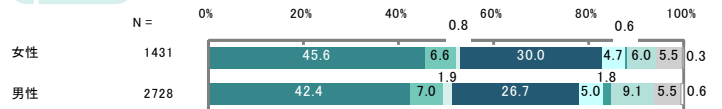
理想は、女性で「仕事と家庭生活と地域・個人の生活をともに優先」の割合が42.4%と最も高く、男性で「仕事と家庭生活をともに優先」の割合が30.2%と最も高くなっていますが、現実で、男女ともに「仕事を優先」の割合が最も高く、4割台となっています。

- 仕事を優先
- 家庭生活を優先
- 地域・個人の生活を優先
- 仕事と家庭生活をともに優先
- 仕事と地域・個人の生活をともに優先
- 家庭生活と地域・個人の生活をともに優先
- 仕事と家庭生活と地域・個人の生活をともに優先
- わからない
- 無回答

### 理想



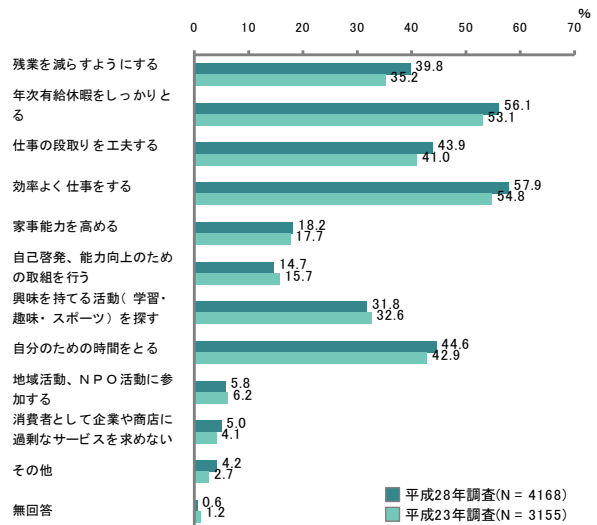
### 現実



## ワーク・ライフ・バランス実現のための工夫

「効率よく仕事をする」の割合が57.9%と最も高く、次いで「年次有給休暇をしっかりとる」の割合が56.1%、「自分のための時間をとる」の割合が44.6%となっています。

性別でみると、男性に比べ、女性で「残業を減らすようにする」、「仕事の段取りを工夫する」、「効率よく仕事をする」、「家事能力を高める」、「自己啓発、能力向上のための取組を行う」、「興味を持てる活動(学習・趣味・スポーツ)を探す」、「自分のための時間をとる」の割合が高くなっています。



仕事、家庭生活、地域・個人の生活の優先度の理想と現実が一致していない状況がうかがえます。ワーク・ライフ・バランスの実現のために、自分のための時間を取れるような体制を整えていくとともに、効率よく仕事をし、残業を減らすようにしていくことが必要です。

区分	有効回答数(件)	残業を減らすようにする	年次有給休暇をしっかりとる	仕事の段取りを工夫する	効率よく仕事をする	家事能力を高める	自己啓発、能力向上のための取組を行う	興味を持てる活動(学習・趣味・スポーツ)を探す	自分のための時間をとる	地域活動、NPO活動に参加する	消費者として企業や商店に過剰なサービスを求めない	その他	無回答
女性	1431	48.7	56.5	52.8	67.3	24.7	14.3	29.4	56.2	4.1	4.6	2.6	0.4
男性	2728	35.2	56.0	39.4	53.0	14.8	15.0	33.1	38.6	6.7	5.2	5.1	0.7

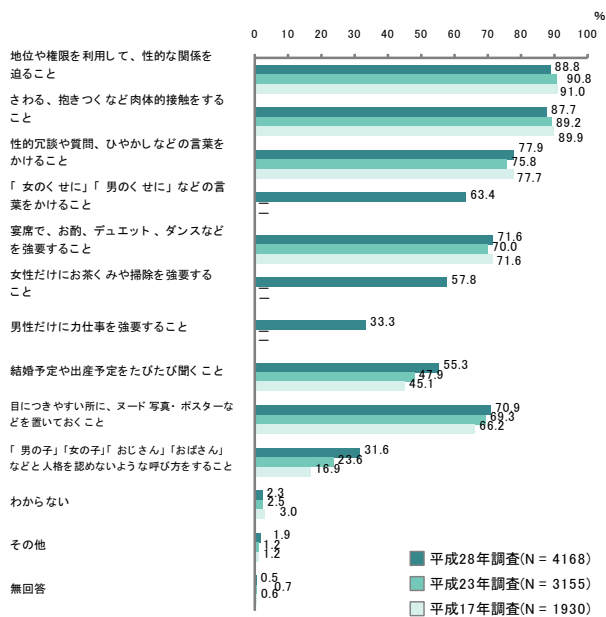


# 5 人権について

## セクシュアル・ハラスメント だと思ふこと

「地位や権限を利用して、性的な関係を迫ること」の割合が 88.8%と最も高くなっています。

平成 17 年調査と比較すると、「結婚予定や出産予定をたびたび聞くこと」、「男の子」「女の子」「おじさん」「おばさん」などと人格を認めないような呼び方をすること」の割合が 10 ポイント以上高くなっています。



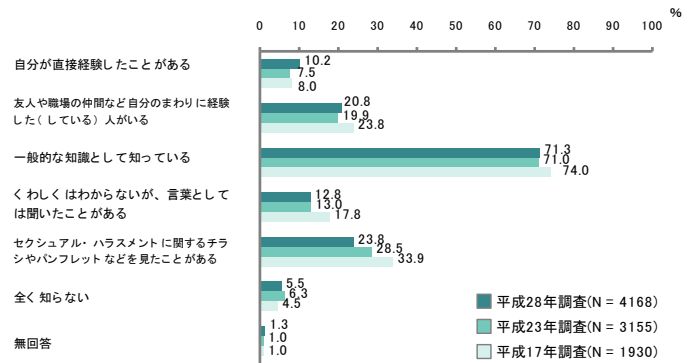
※「男の子」「女の子」「おじさん」「おばさん」などと人格を認めないような呼び方をすること」は、平成 23 年調査、平成 17 年調査では「女性に対して「OOちゃん」「女の子」「おばさん」などと呼ぶこと」でした。

セクシュアル・ハラスメントに対する認識は、さわる、抱きつくなど直接的な行為の方が高くなっています。また、本人や周りの人が経験したことがある割合は平成 23 年調査と比較して高くなっています。

メディアにおける表現について、『問題あり派』の割合は男性に比べ、女性で高くなっています。平成 23 年調査と比較して『問題あり派』の割合は低くなっていますが、まだ5割以上あり、男女共同参画の視点に立って適切な表現をしていくことが必要です。

## セクシュアル・ハラスメントの 経験や見聞きについて

「自分が直接経験したことがある」の割合は 1 割、「友人や職場の仲間など自分のまわりに経験した(している)人がいる」の割合は 2 割で、ともに平成 23 年調査と比較すると高くなっています。

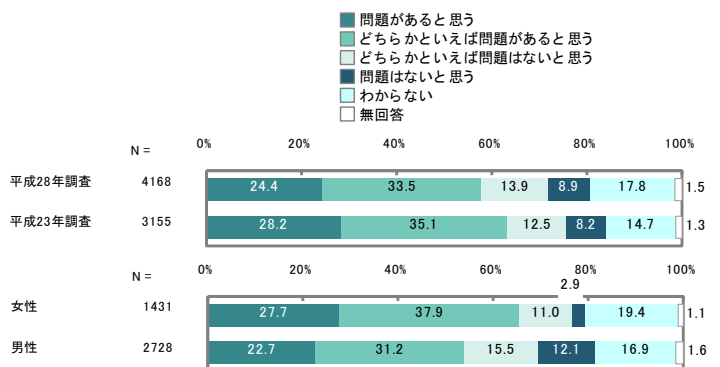


## メディアにおける性・暴力 表現について

『問題あり派』の割合が 57.9%、『問題なし派』の割合が 22.8%となっています。

平成 23 年調査と比較すると、『問題あり派』の割合が低くなっています。

性別でみると、『問題あり派』の割合は男性に比べ、女性で高くなっており、逆に『問題なし派』の割合は女性に比べ、男性で高くなっています。

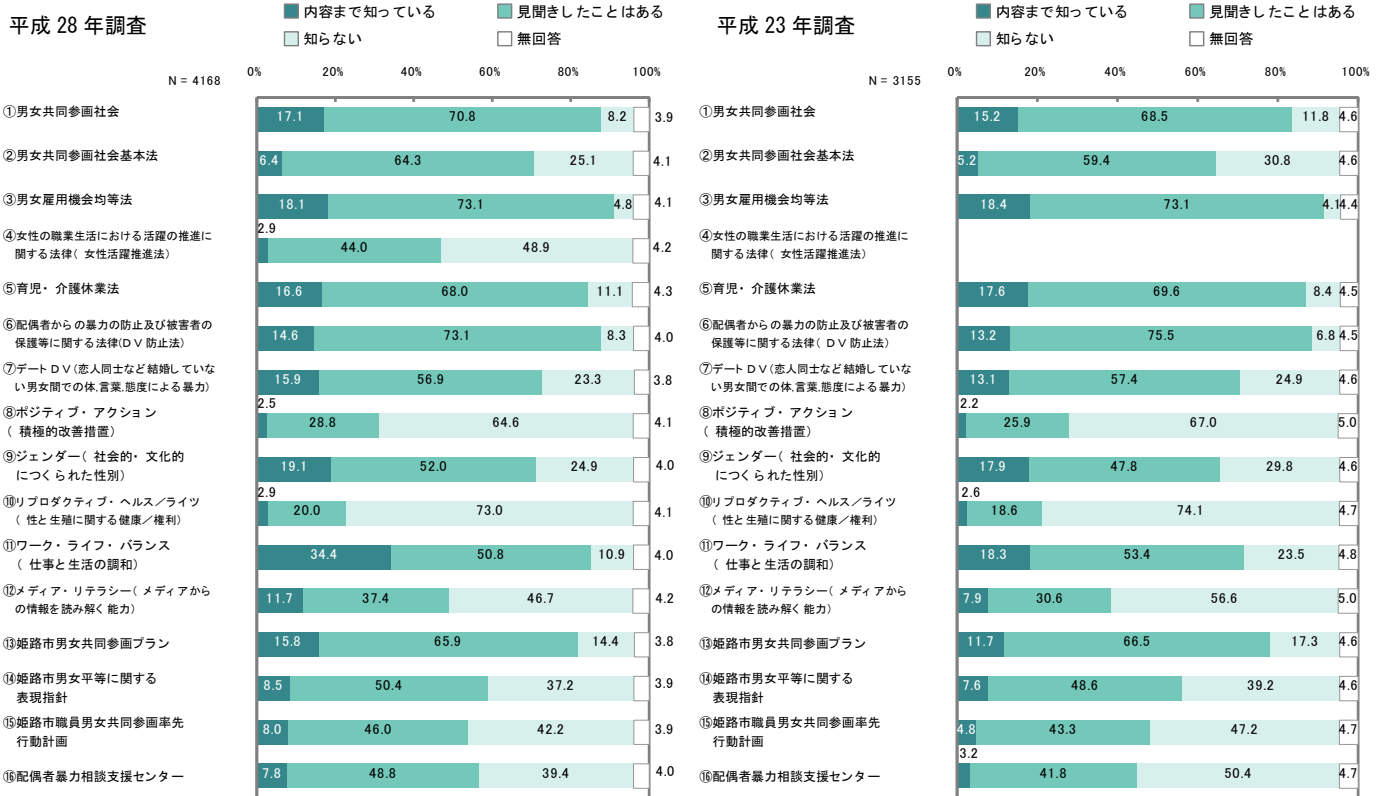


# 6 男女共同参画に関する施策などについて

## 男女共同参画関連事項の認知度

「内容まで知っている」の割合が最も高いのは、「⑩ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」で「知らない」の割合が最も高いのは、「⑩リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康/権利）」でした。

平成 23 年調査と比較すると、「⑩ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」で「内容まで知っている」の割合が 16 ポイント高くなっています。



平成 23 年調査と比較すると、男女共同参画関連事項について、認知度は向上しているものの、「内容まで知っている」の割合は、決して高くありません。また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」、「ポジティブ・アクション」、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」など、「内容まで知っている」の割合が5%にも満たない項目もあり、男女共同参画の推進に向け、職員に対する教育や研修を行うことが必要です。

### 男女共同参画に関する職員意識調査報告書（概要版）

平成 28 年 11 月  
 発行 姫路市男女共同参画推進課  
 〒670-0012 姫路市本町 68 番地 290 イーグレひめじ 3 階  
 (あいめっせ内)  
 TEL : 079-287-0803 FAX : 079-287-0805  
<http://www.city.himeji.lg.jp/s30/2870803>

姫路市男女共同参画推進センター『あいめっせ』では、男女共同参画について理解を深められるように、男女共同参画に関する学習・活動の機会や情報を提供しています。是非ご利用ください。  
[www.city.himeji.hyogo.jp/i-messae/](http://www.city.himeji.hyogo.jp/i-messae/)